

**平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等
運営業務**

企画コンペ実施要領

**令和 3 年 9 月
岩 手 県**

この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉世界遺産登録 10 周年式典等運營業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等運營業務」 一式

(2) 業務内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

(4) 委託予定額

2,732 千円以内(税込)

2 コンペ参加者の資格要件等

コンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たし、かつ岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記3(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税等公租公課を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営

に關与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な關係を有している者でないこと。

※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県文化スポーツ部文化振興課(岩手県庁12階)

住所: 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話: 019-629-6488 FAX: 019-629-6484

電子メールアドレス: AK0002@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、県公式ホームページに掲載する。

※トップページ(<http://www.pref.iwate.jp/>) → 右端上「県政情報」 > 「入札・コンペ・公募情報」 > 「コンペ」 > 「コンペ参加者募集情報」

【資料】

- 資料1 企画コンペ実施要領(本書)
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付け、回答する。

- ア 受付期間 令和3年9月30日(木)午後5時まで
- イ 受付場所 岩手県文化スポーツ部文化振興課(連絡先は上記(1)を参照)
- ウ 提出方法 【様式1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。
- エ 回答方法 質問と回答事項をとりまとめ、令和3年10月4日(月)までに県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

コンペ参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- 【様式2】企画コンペ参加資格確認申請書
- 【様式3】会社概要及び過去5年間のイベント等受託実績(パンフレット等でも可)
- 直近の財務諸表

イ 提出期限 令和3年10月5日(火)まで【必着】

ウ 提出先 岩手県文化スポーツ部文化振興課(連絡先は上記(1)を参照)

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和3年10月7日(木)までに電子メールまたはFAXにより通知すること。

カ 留意事項

- ① 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ② 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、下記4に定める企画提案選考委員会(以下「選考委員会」という。)の実施日までに、参加資格の要件に該当しないこととなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、文書(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和3年10月8日(金)午後5時まで【必着】

イ 提出先 岩手県文化スポーツ部文化振興課(連絡先は上記(1)を参照)

ウ 提出方法 持参により提出すること。

エ 回答 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和3年10月13日(水)までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

コンペ参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料2「業務仕様書」で定める書類

イ 提出期限 令和3年10月15日(金)午後5時まで【必着】

ウ 提出先 岩手県文化スポーツ部文化振興課(連絡先は上記(1)を参照)

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
また、郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便により、期日までに必着のこと。

※1) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めないものであること。また、企画提案書等は提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めないものであること。

※2) その他、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適切な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記(4)により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とするものであること。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)又は、第94条(虚偽表示)に該当する企画提案

イ 企画コンペ参加資格確認申請書類を提出していない者からの企画提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案

エ 提出期限を過ぎて提出された企画提案

オ その他、企画コンペに関する条件に違反した企画提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

上記(4)の参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式4】「企画コンペ参加辞退届」を、下記4で定める選考委員会の実施日の前日まで(必着)に、岩手県文化スポーツ部文化振興課(連絡先は上記(1)を参照)に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等において不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

コンペ参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記1(4)の委託予定額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 選考委員会の開催

ア 開催日時(予定) **令和3年10月中旬**(別途通知)

イ 開催場所(予定) 盛岡市内

ウ 開催方法等

審査は、原則として参加者から提出された企画提案書等による書面審査で行う。

(3) 受託候補者の決定

- ア 選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 追加事業との関係

県は、年度途中に必要なと認めた事業については、受託候補者が行った企画提案以外のものでも、直接媒体社等と契約を締結する場合がある。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) コンペ参加者は、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) コンペ参加者は、受託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、コンペ参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペ参加に要する経費は、全てコンペ参加者が負担するものとする。

(3) 企画コンペ参加に当たっての留意事項

本業務に当たり、中尊寺及び毛越寺への問い合わせは行わないこと。

[参考：本企画コンペに関するスケジュール]

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ① 「実施要領等に関する質問票」提出期限 | 9月30日（木） |
| ② 質問事項に関する最終回答 | 10月4日（月） |
| ③ 「企画コンペ参加資格確認申請書」等提出期限 | 10月5日（火） |
| ④ 「企画コンペ参加資格確認申請書」確認結果通知 | 10月7日（木） |
| ⑤ 「企画提案書」等提出期限 | 10月15日（金） |
| ⑥ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限 | 選考委員会の実施日の前日まで |
| ⑦ 企画提案選考委員会の開催（書面審査） | 10月中旬（別途通知） |
| ⑧ 委託契約締結 | 10月下旬（予定） |

【様式 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

平泉世界遺産登録10周年記念式典等運營業務
実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・期限内に提出のこと（期限を過ぎたものは受け付けない）。
- ・原則として電子メールで送付のこと。
（アドレス：AK0002@pref.iwate.jp）
- ・1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式 2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

企画コンペ参加資格確認申請書

「平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等運營業務」に係る企画コンペ参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「企画コンペ実施要領」の「2 コンペ参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 4 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 6 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 7 6 までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 8 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式3】

会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去5年間の制作実績	発注者	受注事業内容（受注年、制作した媒体）
	岩手県関係	
	岩手県以外の官公庁・公共団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※ 他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

※ 過去5年間の主な制作実績のうち、主な媒体（現物）を1部添付のこと。

【様式 4】

企画コンペ参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

「平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等運營業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、企画コンペ参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印